

(別紙)

令和2年9月  
公益社団法人 国土緑化推進機構

### 令和3年度学校環境緑化モデル事業実施要領

1. 事業目的 学校環境の緑化を通じる青少年環境教育の推進
2. 事業内容  
学校敷地内の緑化（樹木の植樹、手入れ等）、環境教育フィールドの整備（ビオトープなど）
3. 実施主体  
都道府県・市町村緑化推進委員会、学校（原則として、小学校、特別支援学校（旧養護学校等）等）、地域の関連団体（PTA等）
4. 対象校 原則として小学校及び特別支援学校等とする。
5. 実施時期 令和3年7月1日～4年6月30日
6. 実施校の決定
  - (1) 都道府県緑化推進委員会は、公益社団法人国土緑化推進機構に原則として3校を限度として推薦する。
  - (2) 公益社団法人 国土緑化推進機構は、推薦のあった学校について、株式会社ローソンと調整の上、70校を決定する。
7. 実施方法
  - (1) 事業実施主体は、都道府県緑化推進委員会を經由して事業助成申請書（様式1）、完成式典関係調書（様式2）、事業実績報告書（様式3）を提出する。
  - (2) 都道府県緑化推進委員会は、事業が円滑に実施されるよう事業実施主体に対し適切な指導を行う。
8. 助成額 1校当たり50万円の定額助成とする。
9. その他
  - (1) 本事業は、株式会社ローソンが店頭で集めた募金からの森林ファンド事業への寄付金を活用して実施する。
  - (2) 看板・標柱など（別添1）により、株式会社ローソンが店頭で集めた募金の協力を得てこの事業が行われたことを表示する。
  - (3) 事業の完了時に、関係者（都道府県緑化推進委員会、株式会社ローソン等）の出席を得て簡易な完成式典を開催する。  
(なお、上記の看板等の設置及び式典の開催は、「当事業がローソンにお越しいただいたお客様の募金によって成り立っている。」ことを多くの皆様にご知っていただくためのものである。)

(様式1) 令和 年度「緑と水の森林ファンド」事業助成申請書

年 月 日

公益社団法人 国土緑化推進機構  
理事長 濱田 純一 殿

申請者 (住所)  
(氏名)

印

「緑と水の森林ファンド」事業助成金の交付申請について

学校環境緑化モデル事業として、下記のとおり実施したいので「緑と水の森林ファンド」事業の助成金の交付を申請します。

記

1 事業計画

事業名	学校環境緑化モデル事業 ( )
(ふりがな) 学 校 名	市・町・村立 学校 (住所) 〒
学校の概要 生徒数	
事業実施主体	
事業目的 事業計画	[目的] [植 樹] 樹種・植栽本数等を記載  [樹木の手入れ] 作業種 (枝払い・剪定・抜き伐り等) ・本数等を記載  [その他]
実施箇所	(位置図、事業箇所の位置図を添付)
事業期間	事業開始 (予定) 年月日 年 月 日 事業完了 (予定) 年月日 年 月 日 記念式典開催 (予定) 年月日 年 月 日

## 2. 資金計画

### (1) 収入予算

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳
森林ファンド助成金		
自己資金		
計		

### (2) 支出予算

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳
森林ファンド助成金		
小 計		
自己資金		
小 計		
計		

## 3. 添付資料

学校の概要、事業実施場所位置図 等

## 4. 担当者

氏 名

連絡先 TEL

Email

(様式2)

「〇〇小学校環境緑化モデル事業」完成式典関係調書 (基本例)

【日時】 令和 年 月 日 ( ) 時 ~ 時

【場所】 学校 校庭

(住所: 〒 )

(電話: FAX: )

【出席者】 ○ 県緑化推進委員会出席者 名

専務理事 ( )

事務局長 ( )

( )

○ 学校関係出席者 名

児童 名 (総数 名)

教職員 名 (総数 名)

保護者等 名

学校長名 ( )

担当者名 ( )

○ 県・市町村行政関係出席者 名

【式典次第】

司会: (学校教頭: )

0:00 ①開会 (司会: )

②学校長挨拶

③学校環境緑化事業の説明 (県緑化推進委員会: )

④来賓挨拶

・ (株) ローソン (挨拶と出席者紹介)

・ 〇〇 など ( )

0:00 ⑤児童代表の挨拶 (児童代表: )

⑥保護者等挨拶

\* この時間帯は、学校の活動等の特色を活かしたものを企画してもらう。

0:00 ⑦記念植樹 1~2本  
(当日はスコップで土をかける程度)

⑧記念撮影

0:00 ⑨閉会 (司会: )

(留意事項) ①式典調書の流れ 学校→県緑推→国土緑推→ローソン

②式典の日時・場所については、60日前までに連絡願います。

③式典調書は、少なくとも式典実施の40日前までに提出して下さい。)

(様式3)

令和 年度「緑と水の森林ファンド」事業実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 国土緑化推進機構  
理事長 濱田 純一 殿

申請者 (住所)  
(氏名)

印

令和 年 月 日付け国緑 第 号をもって助成決定のあった事業について、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 事業実績

事業名	学校環境緑化モデル事業
学校名	市・町・村立 学校 (住所) 〒
事業実施主体	
事業内容	[植 樹] 樹種・植栽本数等を記載  [樹木の手入れ] 作業種 (枝払い・剪定・抜き伐り等)・本数等を記載  [その他]
事業結果により期待される効果	[学校の意見]  [児童・生徒の反応]  [各緑化推進委員会の意見]

2 決算報告

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減	摘 要
森林ファンド助成金				
自 己 資 金				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減	摘 要
森 林 フ ア ン ド 分				
	計			
自 己 資 金 分				
	計			
合 計				

3 領収書の添付 (森林ファンド助成金支出内訳欄の決算額に対応する領収書を添付して下さい。)

4 添付資料 (事業実施状況が確認できる写真、チラシ、記録誌等の資料を添付して下さい。)

5 助成金交付請求額 金 円也

\*概算払いがある場合記入 (〇年〇月〇日概算払い受領額： 円)

6 送金指定口座 ①銀行名・支店名 (フリガナ)

②普通・当座別、口座番号

③名義人 (フリガナ) (名義人は申請団体名と同じ)

\*振り込みはカナで手続きします。フリガナを忘れずお付け下さい。

7 担 当 者

氏 名

連絡先：TEL：

Email：

[様式4]

令和 年 月 日

令和 年度「緑と水の森林ファンド」学校環境緑化モデル事業  
(助成金概算請求書)

公益社団法人 国土緑化推進機構  
理事長 濱田 純一 あて

申請者：団体名

代表者氏名

印

住 所：〒

電話番号： FAX 番号：

令和 年 月 日付け国緑 第 号をもって助成決定のあった事業について、下記により助成金の概算を請求します。

記

1 事業名：学校環境緑化モデル事業（学校名： ）

2 助成金決定額

3 概算請求の理由等

(1) 概算請求時までの事業実行の状況

(2) 概算請求の必要性

4 概算請求額 千円（概算請求限度額は助成金決定額の4/5以内）

5 送金指定口座 ①銀行名・支店名（フリガナ）

②普通・当座別 口座番号

③名義人（フリガナ）

\*振り込みはカナで手続きします。フリガナを忘れずお付け下さい。

6 担当者 氏名

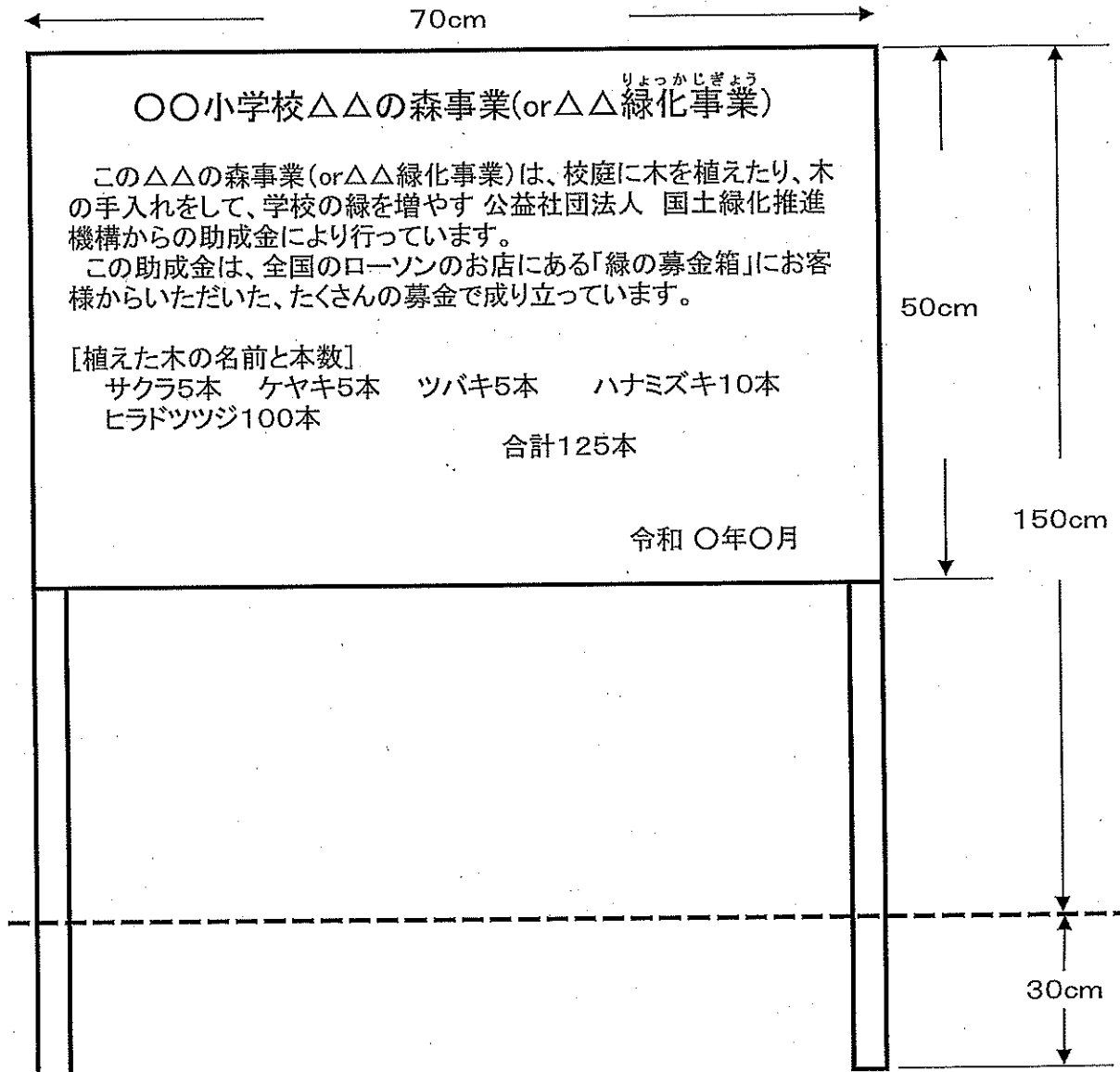
連絡先 電話番号：

FAX番号：

E-mail

(別添 1)

## 看板(表示板)の仕様



### 【説明】

① △△の森事業(or△△緑化事業)という名称は、学校と調整して決めてください。

(例)

- ・〇〇小学校みんなの森事業
- ・〇〇小学校生徒会による緑化事業

② 児童が読めるように漢字には「ふりがな」をふってください。

③ [植えた木の名前と本数]は、樹種が多種でスペースから記載が困難な場合は、

植えた木の名前:〇〇、△△、◇◇、……、……、……、……

植えた本数:200本

と記載するなど、適宜工夫してください。



(参考)

学校環境緑化モデル事業 助成対象経費について (考え方)

1. 対象経費

(1) 校庭の樹木の整備費

枝払い 不要木伐採 (間伐)  
植え付け代 苗木代 運送費 等

(2) ビオトープ整備費

土工費 植物植え付け経費 等

(3) 看板設置費

(4) 事務用品 (パソコンやデジタルカメラ等汎用性が高い備品  
類は不可)

2. 対象外の経費

食料費

資産となる機械類の購入費

芝張経費 (芝張りを主目的するような場合は不可。ただし、ビオトープ  
整備等緑化事業に付随する小規模な場合は一部可)

3. その他

経費の使用用途について不明の場合は、事前に担当まで  
お問い合わせ下さい。

担当：基金業務部 井上  
TEL 03-3262-8457  
FAX 03-3264-3974  
E-mail: inoue@green.or.jp

事務連絡  
令和2年9月1日

各都道府県緑化推進委員会  
事務局長様

公益社団法人 国土緑化推進機構  
基金業務部

令和3年度学校環境緑化モデル事業の助成申請について

「緑と水の森林ファンド事業」につきましては、日頃から大変ご協力をいただきありがとうございます。下記に留意していただき、提出期限の11月13日(金)までに提出していただきますよう宜しくお願い致します。

記

- 1 これまでの実施状況を添付します。実績の少ない県につきましては、積極的に申請下さるようお願い致します。
  - 2 政令指定都市等都市部につきましても、当該事業に積極的に参加されるよう事業の趣旨の徹底をお願い致します。
  - 3 学校の選定に当たっては、過去の実施校、同一市町村からの複数の選定は優先順位が落ちることを念頭に入れてください。
  - 4 昨年の要望校で当該事業が採択できなかった学校につきましても十分な配慮をお願い致します。
  - 5 完成式典等の活動写真を広報する観点から、あらかじめ写真撮影に対する申請校・実施校の理解を得て頂くようお願いいたします。また、広報効果を高めるためにプレスリリースの基本例を作成しましたので、ご活用下さい。
    - ・ 複数校の申請に当たっては、完成式典の日程で効率的実施について、配慮・調整をお願いいたします。
- \* 実績報告に領収書(コピー可)添付をお願いしております。  
\*\* 概算請求限度額は助成金決定額の4/5以内としております。

提出書類 1. 助成申請書(様式1)

参考資料 1. 学校環境緑化モデル事業実施校一覧

担当：基金業務部 井上  
TEL 03-3262-8457  
FAX 03-3264-3974  
E-mail : inoue@green.or.jp

(別紙：プレスリリース例)

プレスリリース

令和 年 月 日  
〇〇県緑化推進委員会  
〇〇市立〇〇小学校

学校環境緑化モデル事業の実施について

学校環境緑化モデル事業は、(株)ローソンの緑の募金を活用し、毎年実施されているものです。当小学校では、校舎の新築を記念して環境教育を一層推進する観点から当事業に選定して頂き実施してきました。是非、環境教育等に笑顔で取り組む児童・生徒たちの活動の取材をお願い致します。

1. 日時 〇月〇日(〇曜日) 午前〇時から〇時まで
2. 場所 〇〇市立〇〇小学校(校庭)  
住所：〇〇市〇〇町〇〇 (場所が分かりにくい場合は：別紙地図 参照)
3. 内容 学校の環境緑化完成記念式典(植樹、ビオトープ設置、その他)  
(～校舎新築記念環境緑化の集い～)
4. 次第 別添の完成記念式典のとおり
5. その他 この事業は、(株)ローソンの社会貢献活動として、各店舗に設置されている「緑の募金箱」に寄せられる「緑の募金」を国土緑化推進機構へ寄付して頂き、この募金を活用して(株)ローソン、国土緑化推進機構及び各都道府県緑化推進委員会が協力し、2006年から実施されているものです。〇〇県内での実施は、今回で〇件目となります。
6. 問い合わせ先  
担当： 〇〇県緑化推進委員会 (氏名) 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇小学校 教頭 (氏名) 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(留意事項) 前書きや完成記念式典調書には、当該学校の活動の特徴的な内容を記載ください。

令和2年9月

令和3年度 学校環境緑化モデル事業 の流れ (案)

0. 助成申請提出依頼 令和2年9月1日
  
1. 事業の申請 学校→県緑推→国土緑推 [様式1]  
締め切り11月13日(金)
  
2. 審査 国土緑推←→ローソン 11月下旬
  
3. 事業採択の決定・通知 国土緑推→県緑推→学校  
国土緑推→ローソン  
(内示予定 12月10日頃 メール事務連絡 )  
決定通知 令和3年7月1日(月)
  
4. 事業の実施 学校等
  
5. 完成式典の2ヶ月前 完成式典日時・場所の通知 [様式2]  
(国土緑推着) 学校→県緑推→国土緑推→ローソン
  
6. 完成式典の40日前 完成式典調書の提出 [様式2]  
(国土緑推着) 学校→県緑推→国土緑推→ローソン
  
7. 完成式典 学校
  
8. 事業終了 遅くとも令和4年6月30日
  
9. 実績報告書の提出 学校→県緑推→国土緑推 [様式3]  
終了後2ヶ月以内
  
10. 報告内容審査 国土緑推
  
11. 支払い 国土緑推→県緑推(学校)  
(支払いは、審査後2ヶ月程度)

# 森林内での活動における新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び活動継続に関する基本的なガイドライン

令和 2 年 5 月 28 日  
最終改正 令和2年6月12日  
公益社団法人国土緑化推進機構

- ・ 本ガイドラインは、全国的に新型コロナウイルス感染者の新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認されているが、引き続き、感染拡大の防止に向けた取組を進める必要があることから、森林内での活動（森林ボランティア活動、森林環境教育活動、自然観察会、森林浴、ウォーキング等）において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携して、国土緑化推進機構が森林内での活動の主催者として参加者等（一般参加者、スタッフ）の健康保護とともに活動継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。このガイドラインは令和2年5月25日の知見に基づいて作成したもので、新たな知見により更新します。
- ・ 感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、自主的な感染防止のための取組を進める必要があり、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう取り組んでいるところです。対象となる森林内での活動においては、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染防止対策を講じつつ、活動の特性を踏まえ、活動の継続を検討していきます。

## 1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

- ・ 基本的に、森林は密閉空間ではありませんが、森林内での活動の前後も含め、意図しないところでこれらの条件が整ってしまう場合もあり、これらも予測して予防対策を検討する必要があります。

【参考】

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・ 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・ 「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）

- ・ 森林内での活動の責任者等は、参加者等（一般参加者、スタッフ）に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
  - ① 氏名、職業及び緊急連絡先を把握し（職業については、可能であれば同居している家族等も含む）、名簿を作成。またこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知。（併せてこれら個人情報の取扱いに十分注意する旨についても周知）
  - ② 体温の測定と記録。
  - ③ マスク、消毒液等の感染防止資材の携行。
  - ④ 以下のいずれかに該当する場合、森林内での活動を欠席。スタッフについてはあわせて自宅待機。
    - ・ 発熱などの症状がある場合
    - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
    - ・ 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
  - ⑤ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には森林内での活動を欠席の上保健所に問い合わせ。
    - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
    - ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合  
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
    - ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は保健所にご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。
  - ・ 小児については、小児科による診察が望ましく、連絡窓口またはかかりつけ小児医療機関に電話などにご相談ください。
- ⑥ 活動の性格上、特に、休憩中や食事中、または活動前後の交通機関や移動車内、周辺施設での滞在時などに参加者間等の会話が多くなる傾向があると想定されることから、会話を極力少なくすることやマスクの着用、適切な距離の確保、飲食前の手洗い・消毒など、周りに配慮した行動を要請。また、当該活動日前後において、感染リスクのある行動を控えてもらうよう要請。

- ・ 責任者等は森林内での活動に関連した次に掲げる感染予防策を行います。
  - ① 責任者等は参加者等が大人数とならないように少人数グループでの活動とするなど計画時点から配慮。
  - ② 責任者等は、森林内での活動中に体調不良となった参加者等が出た場合は、現場から離脱させ、他の参加者等への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう準備。
  - ③ 責任者等は参加者等が活動に必要な装備、道具、消耗品、飲料水等は個人ごとの配布、又は各自での準備を徹底し、ペットボトル、コップ、タオル等は共用しない。
  - ④ 森林内では手洗いの機会が減少するので、責任者等は参加者等の手洗いの水、アルコール消毒液等を準備あるいは配布、又は参加者等が各自で準備するよう徹底。
  - ⑤ 参加者等が休憩、昼食等をとる場合には、時間をずらす、屋内であっては椅子を間引くなどして、2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安とした適切な距離を確保。また、対面での飲食や会話は避ける。
  - ⑥ 参加者等がマイクロバス等で活動現場に移動する際や、マイクロバス等を休憩所として活用する場合には、同乗者が長時間かつ近距離で接することから、窓を開けての換気やエアコンを用いた外気の導入等による定期的な換気の実施と、マスクの着用。
  - ⑦ 参加者等が休憩小屋などの狭い屋内で昼食等により長時間過ごす場合には、窓を開けなどによる定期的な換気の実施と、2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安とした適切な距離の確保。
  - ⑧ 参加者同士の身体接触や近接を伴うプログラムや多くの参加者が接触するような遊具や器具の共用することが想定されるプログラムは極力回避。
  - ⑨ 激しい呼吸による唾液の飛沫を防止するため、林内での散策、森林整備（下刈り、植え付けなど）など参加者等が活動を行う場合は、激しい運動は行わない。

共同で作業等を実施する場合は、マスク等で鼻と口を覆う。ただし、マスク等を着用することで運動強度があがることがあるので、責任者等は、

参加者等の体調の変化に十分に気をつけ、休憩を増やすなどして、熱中症予防にも配慮。

参考：「令和2年度の熱中症予防行動」（環境省・厚生労働省、令和2年5月）なお、熱中症予防対策に加え、森林内での体感活動等で、マスク等を外して活動をする必要がある場合は、飛沫感染を回避するため2メートル以上（作業内容、風向きによってはそれ以上）の距離を確保。

- ⑩ 責任者等が森林での活動に関する説明等を行う場合は、フェイスシールドやインカム、拡声器等を使用し、参加者等が大声での会話を行わないことや密集しないように配慮。
- ⑪ 責任者等は以上の対策を参加者等に説明の上、実施してもらうよう指導。

- ・ 責任者等は、スタッフ（職員・ボランティア等）の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築します。
- ・ 責任者等は、スタッフ（職員、ボランティア等）に対し、スタッフの行動が一般参加者の行動に大きく影響することを認識させるとともに、研修などにより対策の徹底を図ります。

- ・ 責任者等は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底します。
  - ① 集合時、トイレ使用后、食事の前、施設等への入場時には手洗い、手指の消毒。
  - ② 原則マスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュや袖等で口や鼻を被覆。
  - ③ 施設等を利用する場合は、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等の人がよく触れるところについては、消毒。
  - ④ 備品を用意する場合は、備品の消毒を徹底。（可能な限り参加者の持参の協力を要請。）また、受付や参加費徴収なども可能な限りオンライン受付などで事前に処理。

- ・ 会議・報告会等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討し、開催する場合には、換気、人と人との間隔を適切にとること、アルコール消毒液の設置、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策を行います。

なお、公民館で開催する場合は「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公民館連合会、令和2年5月14日（令和2年5月25日一部改訂））を踏まえるなど、開催する会場に沿った新型コロナウイルス対応ガイドラインも参考に対策を講じます。



また、登山などの活動を実施する場合には、「CDC発信に基づいた登山再開に向けた知識 登山実践編」（山岳医療救助機構 令和2年5月24日）なども参考に対策を講じます。

- 例えば、宿泊を伴う場合は「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟、2020年5月14日）を踏まえるなど、各活動の実情に応じて他業種の新型コロナウイルス対応ガイドラインも参考に対策を講じます。
- 責任者等は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を参考に、自主的な感染防止のための取組を進めます<sup>3</sup>。

## 2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

### (1) 患者発生の把握

責任者等は、参加者等に患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けます。また、参加者等に対しては感染者が確認されたことを周知するとともに、1. に掲げる感染予防策を改めて周知徹底します。

### (2) 濃厚接触者の確定

- 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています<sup>1</sup>。

このため、責任者等は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者へ自宅待機を要請するなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です<sup>2</sup>。

### (3) 濃厚接触者への対応

- ・ 責任者等は、保健所が濃厚接触者と確定した参加者等に対し、14日間の自宅待機等をお願いし、保健所の対応に協力します。あわせてスタッフに対しては健康観察を実施してください。
- ・ 責任者等は、濃厚接触者と確定された参加者等に対し、保健所の連絡先を伝達します。
- ・ 濃厚接触者と確定された参加者等は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、責任者等はその結果の報告を速やかに受けることとします。

#### 【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

### 3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 責任者等は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が活動した区域（事務所、作業所、休憩小屋等）の消毒を実施します。また、感染者が活動していた区域で借り上げ施設等がある場合は、責任者等は施設管理者等に消毒を依頼します。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が活動した区域（事務所、作業所、休憩小屋、マイクロバス、林業機械等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイクロバスや林業機械のハンドル・レバー等）を中心に、アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）（アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）が入手できない場合には、エタノール（60%台））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施します<sup>1・4・5</sup>。

### 4. 活動の継続、休止

#### （1）参加者等の感染が確認された場合に備えた取組の検討

- ・ 責任者等は、参加者等の感染が確認された場合に森林内での活動を継続、又は休止するための指針を、活動形態を踏まえつつ検討します。

(例) 森林内での活動間での感染を抑制するため、森林内での活動する際の参加者等の絞り込み、分散や複数の森林内で活動する団体が同時に出席する会議・行事等のウェブ開催、縮小、中止。

(2) 参加者等の感染が確認された場合の活動の継続、休止

- ・ 責任者等は、参加者等の感染が確認された場合において、濃厚接触者の活動停止の要請を講じることにより、通常の活動の継続が困難となる場合には、活動を継続するための必要最小限の人員、休止することが可能な活動のピックアップ、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握します。
- ・ 責任者等は、活動継続、活動を休止後に再開するための、活動体系・情報共有体制を整備します。

(参考) 出席者等の参加状況による段階別の森林内での活動継続体制

責任者等は、参加者等の出席状況に応じて、段階別に活動継続体制を決定します。

【第一段階】

(活動の内容) 原則通常どおりの活動

(人員体制) 活動内容の分散、縮小等で活動対応

【第二段階】

(業務の内容) 活動を縮小、休止

下刈り等、時期を逸したら今後の活動に支障がある場合以外は休止、延期も含め判断

(人員体制) 活動内容の分散、縮小等での対応に加え、可能であれば活動の休止

5. 関係者との情報共有

- ・ 責任者等は、参加者等の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる者が確認された段階から、都道府県林務部局又は環境部局に状況を報告します。

参考

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020 年 4 月 27 日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

- 4 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」 (厚生労働省健康局結核感染症課)
- 5 「MERS 感染予防のための暫定的ガイドンス (2015 年 6 月 25 日版)」 (一般社団法人日本環境感染学会)